

# News & Topics

## 中本総合法律事務所

NAKAMOTO & PARTNERS

1. 寒中お見舞い 弁護士 中本 和洋
2. 取引先が倒産！債権回収をあきらめていませんか？ 弁護士 豊島ひろ江
3. 放置自動車の撤去について 弁護士 宮崎 慎吾
4. 最近の労働判例の紹介 弁護士 黒柳 武史
5. 職務発明の今後 弁護士 朝倉 舞
6. 中国におけるカルテル規制と近時の動向 弁護士 上田 倫史

7. 調停委員のつぶやき 弁護士 倉橋 忍
8. IBA東京大会に参加して 弁護士 三木 剛
9. 出身者のお便り 法テラス平戸法律事務所 弁護士 岩谷 健作
10. 退所のご挨拶  
パートナー就任のご挨拶  
入所のご挨拶  
入所のご挨拶  
入所のご挨拶  
弁護士 谷口 英一  
弁護士 佐藤 碧  
弁護士 小坂友希乃  
弁護士 堂山 健



### 寒中お見舞い

所長 弁護士 中本 和洋

寒い毎日が続いていますが、皆様にはお元気で新しい年をお迎えになったことと思います。私は、日常の弁護士業務の他に、「利用しやすく、頼りがいのある、公正な民事司法」を実現するための活動に元気取り組んでいます。

この民事司法改革運動も少しずつですが、成果を遂げつつあります。

第一は、民事司法改革課題の実現に向けて、2014年9月から最高裁と日弁連とで協議が開始されたことです。

日弁連において、2012年2月、民事司法改革グランドデザインが策定され、2013年10月には、経済団体、労働団体、消費者団体、学識経験者及び日弁連らで構成される「民事司法を利用しやすくする懇談会」の最終報告書が発表され、民事司法改革運動への気運が高まってきました。

最高裁と日弁連の協議は、①裁判所等の基盤整備②証拠収集手段の拡充③判決・執行制度の拡充④子供の手続代理人制度の充実の4つの部会とこれら部会の進行状況や協議の整理を検討する親会とで進められています。1年から1年半位の協議期間を目途とし、途中から法務省にも参加してもらうことにしています。これによって、立法改革への道筋ができたものと思います。

第二に、少額事件について、権利救済の道が開かれてきましたことです。

消費者庁によると、2013年の1年間に940万件の消費者被害が発生し、被害額は5兆7千億円に上っているとの報告があります。この中には、被害額は小さいけれども、多数の被害者のいるケースも多く含まれていますが、これまでの日本の訴訟制度では、訴訟費用の関係で被害救済が困難でした。これらの多数の被害者をまとめて訴訟し、救済を図る制度として、2013年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」というやたらに長い法律が可決・成立しました。この法案の施行に向けて、内閣府令、最高裁規則及び実現に向けてのガイドライン作りが進行中です。

もう一つの少額事件は、交通事故の物損事件です。日本では、1年間に70万件近い交通事故が発生しており、この中には多くの物損事故が含まれています。これらの物損事故は、被害金額も小さく、弁護士費用負担の問題で、弁護士に依頼できずに泣き寝入りしていた人も多かったと思います。しかし、自動車保険の弁護士費用特約が周知され、訴訟にかかる弁護士費用等が保険金によって賄われる特約を利用して、訴訟によって納得のいく救済が得られるようになっていきます。

このような弁護士費用保険については、交通事故だけでなく、広く一般の民事紛争にまで拡大された保険商品が既に販売されており、弁護士費用等をあまり心配しなくて権利救済ができるようになってきています。

最後に、皆様の本年のご健勝を心より祈念致します。

新年早々倒産の話?

役に立つよ!

## 取引先が倒産！債権回収を諦めていませんか？ ～動産売買先取特権の活用を知るべし！～

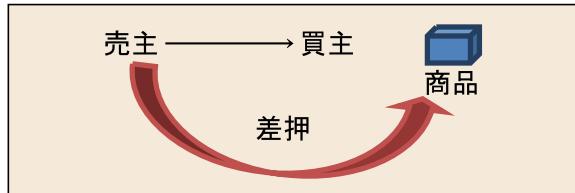
弁護士 豊島 ひろ江

売掛債権を有する取引先について破産開始決定通知が来たとき、「しまった！やられた！商品納入したばかりなのに…」「銀行と違って担保権もないし、破産したらもうどうしようもない…」と諦めることも多いでしょう。ですが、諦める前に、「動産売買先取特権」の行使ができないかを検討しましょう！



動産売買先取特権とは、動産を売買したとき、売主は、売買した動産から他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができる法定の担保物件です。あらかじめ担保の合意が無くても、単に「動産の売買」をしているだけで法律上与えられる担保権です。但し、この行使には裁判所の手続きを経る必要があります。動産売買先取特権の行使場面は、①動産が取引先のもとに残っている場合と②動産が転売されてしまつて第三者に納品されている場合の2つです。

### 1 動産が取引先のもとに残っている場合

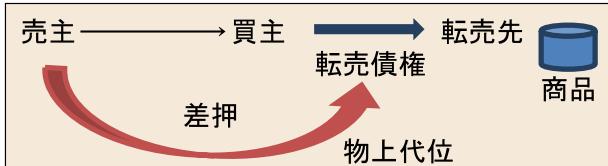


この場合には、動産売買先取特権に基づき、取引先のもとにある商品そのものを差押えて、商品を競売して、競売代金から配当を受けて債権の回収を図ることができます。

かつては、裁判所で動産競売開始許可決定を取得するのは要件的に困難でしたが、要件が緩和されて使い易くなりました。ただ、裁判所の決定をもらうには、①対象商品が特定され代金額がわかる売買契約書(発注書・請書)、②対象商品が買主に納入されたことを示す受領印のある納品書、③売掛債権の支払期日の到来、それを示す請求書などの書類の提出が必要となります。常日頃からこれらの書類を揃えておくことが重要です。

取引先の破産直前に商品を納品した場合など、商品が取引先倉庫にあることが確実な場合には、動産売買先取特権を法的に行使して、商品を差し押させて債権回収を図りましょう。

### 2 動産が転売されている場合(物上代位)



この場合には、取引先である買主のもとには商品はない場合ですが、転売先から転売代金の弁済をまだ受けていない状態であれば、その代金債権を差押え、これを取り立てて、他の債権者よりも優先した弁済を受けることができます。これを「物上代位」と言います。

物上代位の行使に際しても裁判所で担保権の実行としての債権差押命令をもらうには、①売主と買主との間の売買契約書や発注書・請書、②買主および転売先が引渡しを受けたことを証する受領印のある納品書、③売掛債権の支払期日が到来していることの証明などの書類の提出が必要ですが、さらに、④買主と転売先との間の売買契約の存在とその商品が、**売主買主間の商品と同一であることを証明**する必要があります。実際には、売主が商品を転売先に直送したときや、転売先が売主に大いに協力をしてくれたときなどでなければなかなか証拠書類を整えるのは困難ではあります。しかし証拠書類さえ揃えられれば非常に有効な債権回収の方法となります。

### 活用ポイント！ 動産売買先取特権を有効に行使するために

以上のとおり、動産売買先取特権を有効に行使するには、対象商品の特定と所在、転売した場合にはその同一性、売主の取引先に対する売買代金の弁済期の到来が重要な要件となります。そのため、日頃から、対象商品が特定されている発注書・請書・納品書を一連書類としての作成・管理、期限の利益喪失約款の合意、転売先情報の取得、転売先との協力関係の構築など、事前の努力が重要となります。売買取引を行う際には日頃からこれらの点に対応して、万一の場合に備えましょう。詳しくはご相談ください。

## 放置自動車の撤去について

弁護士 宮崎 慎吾

自分の所有地に、自動車が不法駐車されている、あるいは乗り捨てられている、というトラブルは少なくありません。

このような場合、ナンバープレート等から自動車の所有者を割り出し、連絡を取ることが出来るのであれば、所有者に撤去を求めるというのが基本的な解決方法だろうと思います。また、放置自動車が盗難車の場合、警察に盗難届が出ていれば、警察から本来の所有者の元に自動車を返してもらうことで解決することもあります。

しかしながら、所有者に撤去を求めて協力が得られない、あるいは連絡 자체が取れない、というケースも少なくありません。このような場合、不法駐車だからといって勝手に自動車を処分すれば、後に所有者から損害賠償を請求される可能性もあります。そのようなリスクを回避しようとすれば、訴訟を提起し、強制執行によって自動車を撤去することになります。

訴訟を提起しようとする場合、まず相手方(自動車の所有者)に対して訴状を送達しなければなりません。住所さえ分かれば簡単なことのようですが、実際には、住民票上の住所に居住していない場合や、居住していても訴状の受取りを拒む場合などもあります。そのような場合は、どうして訴状が送達できないのかを調査し、裁判所に報告した上で、別の送達手段を考えなければなりません。しかし、たとえば「住民票上はそこに住所があるのに、そこに住んでいるのは別人であること」を調査しようとしても、こちらは相手方の顔も知らないことがほとんどですから、その家に出入りしているのが本人なのか、別人なのか、見ただけでは分かりません。そこで、近所の住民や管理人に聞き取りをするなどの手段で調査をすることになります。

送達が出来れば、裁判所で訴訟期日が開かれます。相手が出頭してくれれば、そこで和解によって車両を撤去してもらうことも可能ですが、相手が出てこなければ、欠席判決ということになります。

判決を得ることができれば、次に強制執行手

続に入ります。

まず、車両を撤去するためには車両を動かさなければなりませんが、キーが無いことが多いため、移動手段を確保する必要があります。そして、場合によってはしばらくの間、車両を「財産」として保管しなければならないケースもあり、その場合には保管場所もこちらで準備します。たとえボロボロの車両であっても、「財産」として保管しなければならない以上、保管場所も、雨風を防ぐことができる屋根、壁があり、他人に盗まれないように鍵がかかる場所、というような条件が付され、駐車場であればどこでもいいというわけにはいきません。さらに、不法駐車車両は、税金の滞納があるケースも少なくありませんが、この場合、まず税金の納付先である市町村等と交渉し、同意を得なければ執行が出来ないというケースもあります。

以上のような手続を踏んで車両を処分すると、数ヶ月程度かかることが多く、また、費用も必要となります。

もちろん、かかった費用は自動車を放置した所有者が負担すべきものですが、費用の回収が困難なことも少なくありません。

自分の土地の上に勝手に置かれた物を撤去するのに、費用と時間がかかるのは納得がいかないところですが、後に理不尽な要求を受ける可能性を排除するために、強制執行手続を利用して撤去を実行するとなると、このような流れになります。

また、たとえば賃貸物件で賃借人が夜逃げをして家具等の荷物が放置されている、という状況でも同じような問題が起こります。もっとも賃貸借の場合には、不法駐車と異なり、賃貸借契約締結の際に、このようなことが起こりうる可能性を考えた契約内容(敷金等でカバーする等)にすることである程度予防をすることも可能です。

不法駐車に限らず、他人の物が放置されることで自分の土地が自由に使えなくなってしまうというようなトラブルは少なくありません。そのような場合、勝手に放置物を処分すると、後々思わぬトラブルに巻き込まれる可能性もあります。放置物を処分する前に、是非専門家にご相談下さい。

## 最近の労働判例の紹介

弁護士 黒柳 武史

この項では、最近の労働判例をピックアップしてご紹介させていただきます。今回は、平成26年10月23日の最高裁判決をご紹介いたします。

### 1 事案の概要

医療施設を運営する事業主(以下「相手方」といいます。)の副主任の職位にあった労働者が、労働基準法65条3項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を免ぜられ、育児介護休業終了後も副主任に任せられなかつたことから、相手方に対し、副主任を免じた措置(以下「本件措置」といいます。)は、(妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止する)男女雇用機会均等法(以下「法」といいます。)9条3項に違反する無効なものであるなどと主張して、管理職手当の支払や損害賠償を求めた事案です。

### 2 判決の内容

判決は、要旨以下のとおり述べて、本件措置が法9条3項に違反しないとした原判決を破棄し、原審に差し戻しました。

① 女性労働者につき、妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として法9条3項の禁止する取扱いに当たる。

② i 当該労働者につき自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき、

ii 又は上記措置につき同項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情が存在するときは、同項の禁止する取扱いに当たらない。

③ (本件では)自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するということはできない。

また、(上記特段の事情の判断要素となる)相手方における業務上の必要性の有無及びその内容や程度が十分に明らかにされているとはいえない。

### 3 本判決を踏まえた留意点など

(1) 妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格等の措置を行う場合、当該措置につき、形式的に労働者の承諾があるというだけでは不十分であり、労働者が自由な意思に基づいて当該措置を承諾したものと認めるに足りる

合理的理由の存在を立証するか、又は法9条3項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情を立証する必要があるとの点に留意する必要があります。

(2)ア そして、労働者が自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的理由の存否については、以下の事情に照らして判断されることになります。

① 軽易業務への転換及び降格措置により受ける有利な影響並びに降格措置により受け不利な影響の内容や程度

② 降格措置に係る事業主による説明の内容その他の経緯や当該労働者の意向等

イ そのため、合理的理由の存在が認められるためには、まず、軽易業務への転換及び降格措置といった措置内容自体について、労働者に不利益だけでなく、有利な影響(例えば相当な業務負担の軽減)をもたらすものであるといった合理性が認められる必要があるといえます。

加えて、手続面で、不利益措置の具体的な内容等について、事業主が事前に労働者に適切かつ十分な説明を行うことが必要になります。

事業主側としては、労働者とのやりとりの内容を書面化するなど、承諾を得るに至る経緯についての証拠を残しておくことが適切であると考えられます。

(3)ア また、法9条3項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情については、以下の事情に照らして判断されることになります。

① 事業主において、当該労働者につき降格の措置を執ることなく軽易業務への転換をさせることに、円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などの業務上の必要性から支障がある場合であること

② 業務上の必要性の内容や程度及び上記の有利又は不利な影響の内容や程度

イ そのため、特段の事情が認められるためには、まず事業主側は、降格を行わなければ、業務上の必要性から支障が生じるということを具体的に明らかにする必要があります。また、その必要性の程度や措置内容自体の合理性についても問われることになります。

事業主側としては、降格等の措置を行う場合には、事前に業務上の必要性や程度等について具体的に分析・検討した上で、その内容を明らかにできる資料を残しておくことが適切であると考えられます。

## 職務発明の今後

弁護士 朝倉 舞

青色発光ダイオードの開発で、日本出身の3名がノーベル物理学賞を受賞されたことは記憶に新しいことと存じます。この明るいニュースは、大学や企業で研究開発をされている方のみならず、私達にとっても大変喜ばしく、勇気付けられるものでした。

この青色発光ダイオードといえば、職務発明制度にかかる裁判を思い出される方もいらっしゃるかもしれません。特許法上の職務発明制度に関しては、相当対価をめぐる裁判がいくつも起こり、職務発明制度のあり方が各方面で議論され、平成17年4月には改正特許法も施行されました。そして、今も新たな改正に向けた議論がなされています。そこで今回は職務発明制度についてご紹介したいと思います。

### 1 職務発明制度

職務発明制度は、発明のインセンティブを喚起し、研究開発活動の奨励や研究開発投資の増大を目指す産業政策的側面を持つ制度です。そして、その手段として、従業者等と使用者等との間の利益調整を図ることを制度趣旨としています。従業者等が会社等で行った発明のすべてが対象となるのではなく、現行法のもとでは、次の要件を満たす場合に職務発明となります。

- ① 従業者等の発明であること
- ② 使用者等の業務範囲に属する発明であること
- ③ 従業者等の現在または過去の職務に属する発明であること

### 2 特許法上の職務発明制度の変遷

職務発明制度の内容は、これまで特許法上、権利が誰に帰属するか等につき下記表のような変遷がありました。

法改正	主義	主な内容
明治42年法	使用者主義	職務上又は契約上なした発明の特許を受ける権利は原則として当該職務を執行させた者に帰属。
大正10年法	発明者主義	職務発明の定義、使用者の法定実施権、特許を受ける権利又は特許権の使用者等への予約承継に係る発明者(被用者等)の補償金請求権、裁判における補償金の算定等を規定。
昭和34年法	発明者主義	従業者等は、使用者等へ職務発明に係る権利を承継させたとき等に相当の対価の支払を受ける権利を有する旨等規定。
平成16年法 (平成17年4月1日に施行された現行法)	発明者主義	<p>職務発明に係る「相当の対価」を使用者等・従業者等間の自主的取決めに委ねることを原則とする。ただし、対価決定～支払の過程(特に手続面)を考慮して契約・勤務規則その他の定めに基づいて対価が支払われることが不合理と認められるものであってはならない。⇒不合理と認められる場合等には、一定の要素を考慮して算定される対価を「相当の対価」*とする。</p> <p>(*「相当の対価」の額を算定する際の考慮要素:昭和34年法記載の要素(対価額は「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」と「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮するというもの)に加え、使用者等の負担や従業者等の処遇その他の事情についても考慮した上で「相当の対価」が算定されることを条文上明確にした。)</p>

### 3 法改正への議論

- (1) 現在、職務発明制度の趣旨を貫徹させつつ、今日の制度が抱える問題を解決するにはどうあるべきか、議論がなされています。この問題は、ともすれば従業者vs使用者の二極対立構造に収斂されがちですが、そのような単純構造にとどまるものではありません。
- (2) 職務発明に関する制度は、諸外国を見ても一律ではありません。たとえば、イギリスやフランスでは職務発明は使用者に帰属すると規定されています。

日本では、前記2のとおり、大正時代より発明者(従業者)主義がとられ、平成16年改正法は相当対価に関して当事者の自主設計を原則とし、その合理性の考慮要素が規定されています。そして、特許庁においてこの判断指針となる「新職務発明制度における手続事例集」も作成されています。

しかし、具体的にどのような場合に相当対価が不合理となるかといった線引きは、必ずしもまだ明確とは言い切れません。そのため企業側からすれば、手続き履践の程度や相当な対価をめぐる紛争リスク等も含めて慎重な検討を要するともいわれています。また、企業の研究開発活動が、他機関との共同開発等多様化していること、権利関係の複雑化、一製品に多数の特許技術が利用されるなど利用形態も多様化しており、相当対価算定の困難性が増大していること、企業における知的財産戦略が複雑化している一方で、従業員から権利の二重譲渡の問題(実際に、特許権の帰属が争われるケースもでています)もあることなどから、近年、従来の制度の問題点、権利帰属の不安定性への懸念などが指摘されています。これらを受けて、特許を受ける権利を原始的に使用者

等に属するという内容への法律改正を求める意見が、産業界を中心に挙がりました。そして、現在、使用者主義とする方向での改正が検討されています。

- (3) しかし、そうすると、今度は従業者側の保護をどうするかという問題があります。これについては、企業の自由設計によるインセンティブ施策の実行(ただし法的強制でない)によるとの意見もありますが、制度見直し方針としては、発明成果への報いとなる経済上の利益を従業者等に付与する義務を使用者等に課すことの法定、政府によるインセンティブ施策の調整に関するガイドライン策定、職務発明規定等が未整備な使用者等の存在も考慮して柔軟な制度とするといった方向で、検討されているようです。従業者等の利益保護の点は、特許法だけの問題ではなく、労働問題や契約にかかる複雑な問題であるとの指摘もなされているところです。
- (4) 職務発明制度の問題は、企業の国際化活動の中で日本の知的財産をどのように活かすかというグローバルな観点から、まさにインセンティブ、産業政策としての位置づけが重要視されており、そういう意味では、私的自治に加え、日本の産業発展・国際的競争力の強化にもつながる重要な問題だと思われます。そのため、規模・活動内容において一律ではない使用者等と、従業員等との間の利益調整、日本の産業政策等、様々な視点からの検討が要されます。
- (5) これらの議論は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において検討されており、今年、改正案が国会に提出される予定です。今後の動向が注目されます。

## 中国におけるカルテル規制と近時の動向 (日系自動車関連メーカーの価格カルテル事件の紹介)

弁護士 上田 優史

### 1 はじめに

2014年8月、中国の国家発展改革委員会(独占禁止法当局)は、日系の自動車関連メーカー一計12社に対して、価格カルテル(取扱商品の価格協定)を行っていたとして、総額12億3500万人民元(約200億円)の制裁金の支払いを命じました。本事件は、中国の独占禁止法当局が過去最高額の制裁金を命じた事案ということもあり、日本はもちろんのこと、世界的にも注目を集めました。

以下では、中国におけるカルテル法制や近時の実務動向などにも触れながら、本事件をご紹介いたします。

### 2 カルテルに関する中国法の規制

本事件では、競争関係にある自動車部品等のメーカー間で、取扱商品の価格を協議の上で設定していたことが、価格カルテルに当たり、独占禁止法に違反するものとされました。

このような価格カルテルは、市場における正常な価格競争を阻害し、他の事業者や消費者の利益を害するものであることから、中国でも、

日本を含む先進諸国と同じような規制がなされています(中国独占禁止法13条1項1号は、競争者間における、商品の価格を固定又は変更する旨の合意(水平的価格カルテル)を禁止しています。この他、同法14条は、取引事業者間における再販売価格を拘束する旨の合意(垂直的価格カルテル)も、カルテルの一種として禁止しています)。また、価格カルテル以外にも、競争者間における商品の生産量・販売量の制限、販売市場等の分割、新技術等の購入、開発の制限などが禁止されています(中国独占禁止法13条1項)。

このようなカルテルを実施した事業者への制裁(行政処分)としては、①違法行為の停止、②違法所得の没収、③前年度売上額の1%以上10%以下の制裁金があります(中国独占禁止法46条1項)。この他、カルテルの実施により他人に損害を生じさせた場合は、民事責任を負う可能性があります(中国独占禁止法50条)。刑事罰に関する規定はなく、刑法上の入札談合罪があるにとどまります。

### 3 リニエンシー制度(制裁金の減免制度)の適用

本事件の特徴として、処分対象となった全12社が、中国当局に対して自発的にカルテル

表1 本事件の処分結果等のまとめ

	企 業	最終的な処分内容	認定された事情
自動車部品メーカー	日立オートモティブシステムズ	免除	最初に自発的に申告
	デンソー	前年度売上高の4% 1億5056万元(約25億円)	2番目に自発的に申告
	矢崎総業	前年度売上高の6% 2億4108万元(約42億円)	1種類の製品のみにつき協議に 関与
	古河電気工業	前年度売上高の6% 3456万元(約6億円)	
	住友電気工業	前年度売上高の6% 2億9040万元(約48億円)	
	愛三工業	前年度売上高の8% 2976万元(約5億円)	
	三菱電機	前年度売上高の8% 4488万元(約7億円)	2種類以上の製品につき協議に 関与
	ミツバ	前年度売上高の8% 4072万元(約7億円)	
ベアリングメーカー	不二越	免除	最初に自発的に申告
	日本精工	前年度売上高の4% 1億7492万元(約29億円)	2番目に自発的に申告
	NTN	前年度売上高の6% 1億1916万元(約19億円)	一部の価格協議には途中から 参加を止めている
	ジェイテクト	前年度売上高の8% 1億0936万元(約18億円)	中国市場に特化した価格協議の 開催を提案

の事実を申告し、いわゆるリニエンシー制度(制裁金の減免制度、中国独占禁止法46条2項)の適用を受けていることが挙げられます(そもそも本事件が摘発されたきっかけは、米国等の他国において、同様の価格カルテルにつき既に調査、処罰を受けた当事者が、中国におけるリニエンシー制度の適用を視野に入れて自発的に申告したことにありました)。

公表資料では、本事件においては価格の設定に関する協議が頻繁に行われ、長期間にわたりカルテルが実施されていることから、全12社に対して、法令上の上限額である前年度売上額の10%の制裁金を科すことが、言わば「前提的に」明記されています。その上で、表1に記載の通り、各企業の個別の事情を踏まえて、2社については制裁金を免除し、残りの10社については、カルテルに関係する商品の前年度売上額の2%から8%の制裁金を科すこととされました。

中国で2008年に独占禁止法が施行されて以降、リニエンシー制度が用いられたケースは非常に少なく、同制度の実効性に対して懷疑

的な見方もあったのですが、近時の中国独占禁止法当局は、本事件を含めて、このリニエンシー制度を積極的に活用する傾向にあると言えます。

#### 4 近時の動向と今後の展望

2013年ころより、中国独占禁止法当局による処罰事例は格段に増えています。代表的なものとしては、表2記載のケースが挙げられますが、これらの中にも中国国内外の様々な業種の企業が調査や処分の対象となっています。

報道等の中には、本事件について、「外資叩き」や「日系企業いじめ」などといった論調で紹介しているものも見られましたが、前述のような自発的な申告の経緯や、近時の処罰傾向などからして、必ずしも目的を射たものではないように思われます。

本事件を含む近時の動向からして、中国の独占禁止法当局による、取締り強化の傾向は今後も続くものと予想されます。また、本事件のようなリニエンシー制度の適用例を受けて、自発的な申告がなされるケースが増えていくようと思われます。

表2 2013年以降の代表的な処罰事例

処罰の時期	案件	事件の概要	処罰の内容
2013年1月	液晶パネルの価格カルテル案件	サムソン、LGなどの韓国、台湾の企業6社による液晶パネルの価格カルテル	5社に対して総額3億5300万元の制裁金
2013年2月	白酒の再販売価格拘束案件	中国最大の白酒メーカー2社(茅台、五粮液)が、販売代理店に対して再販売価格の制限を実施	2社に対して総額4億4900万元の制裁金
2013年7月	粉ミルクの再販売価格拘束案件	内資・外資の粉ミルクメーカー等が、取引先の販売会社に対して再販売価格の制限を実施	6社に対して総額6億6873万元の制裁金
2014年5月	眼鏡用レンズ・コンタクトレンズの再販売価格拘束案件	内資・外資の眼鏡用レンズ・コンタクトレンズ販売会社が、取引先に再販売価格の制限を実施	5社に対して総額1957万元の制裁金
2014年9月	外資自動車販売会社及び販売代理店のカルテル・再販売価格拘束案件①	外資自動車販売会社(フォルクスワーゲン)が、販売店に再販売価格の制限を実施、販売店間で価格カルテルを実施	外資販売会社に2億4858万元、販売代理店8社に総額2996万元の制裁金
2014年9月	外資自動車販売会社及び販売代理店のカルテル・再販売価格拘束案件②	外資自動車販売会社(クライスラー)が、販売店に再販売価格の制限を実施、販売店間で価格カルテルを実施	外資販売会社に3168.2万元、販売代理店3社に総額214.21万元の制裁金

## I B A 東京大会に参加して

弁護士 三木 剛

2014年10月19日から24日まで東京で国際法曹協会(I B A)の年次大会が開催されました。当所からは、中本和洋、豊島ひろ江、大高友一と私が参加いたしました。これまでI B A年次大会は開催地が遠方なため(例えば、直前3年間の開催地はドバイ、ダブリン、ボストン)、出張ならともかく、気軽には行きづらいとの印象を持っていました。ところが、2014年は東京での開催で、またとないよい機会でした。



開会式では、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、安倍総理による「法の支配」についての基調講演

を拝聴する機会に恵まれました。両陛下の御臨席によって国際フォーラムの会場には緊張感がありましたし、安倍総理のスピーチも「法の支配」という用語は西洋を起源とするが考え方は普遍的なもので日本を含むアジア諸国にも根付いていること、法と正義の支配する国際社会を守ることが日本の国益であり日本外交の理念であることなど、ご自身のお考えを熱弁され(このスピーチの様子は首相官邸HPで視聴できます)、開会式だけでもI B A 東京大会に参加してよかったです。

今回、中本総合法律事務所はI B A 東京大会のホスト・コミッティに加えていただきました。

ホスト・コミッティ・レセプションにホスト側で参加するという得がたい経験をさせていただいたことに加え、その過程で大切なことを学ぶ機会に恵まれました。それは、東アジアで初のI B A 年次大会が東京において実現するまで日本の弁護士の諸先輩方の長年にわたる熱意と貢献があったこと、6300名もの方が参加された東京大会の準備から運営に至るまで日弁連国際室をはじめ多くの方が献身的にサポートされたことです。

今回のI B A 東京大会が日本の弁護士のますますの国際化に向けたよい機会となつたことは間違いなく、当所においても、弁護士の国際化をさらに目指したいと思います。

### 調停委員のつぶやき... Vol. 3

弁護士 倉橋 忍

調停委員には、弁護士だけでなく、一般の方々(例えば、企業を定年退職された方)もなっておられます。これらの方々は、週の内2日とか3日、家庭裁判所に来られます。そして、受け持つ事件も10件以上です。これに対し、弁護士の場合は事情が異なります。通常の弁護士業務の合間に調停を行うわけですから、件数も当然に限られてきます。ちなみに、私の場合は、3件程度を常時受け持っています。

私は、できるだけ早期に調停が成立することが当事者の方々にとって望ましいと考えています。しかし、そういう方針を持っていても、事案によっては、長引かざるを得ないものがあります。感情のもつれが根深いものや、当事者間の不信感が大きいものなどです。

そういう事件の場合、調停の回数は10回を超え、2年以上継続するという事態になってしまいます。また、調停不調もやむなしかという事態に何度も陥ることがあります。

ところが、年末になると、そういう困難な

調停が成立するということが起こります。特に、去年の場合は顕著です。私としては喜ばしい限りですが、なぜ年末の時期に長期未済案件が成立するのかということを考えてしまいます。

理由の1つとしては、一般的にトラブルを翌年に持ち越したくないという思いがあると思います。さらに、去年はアベノミクスの影響で、株価が大幅にUPしています。つまり、遺産分割の対象に、上場株式が多く含まれていますと、遺産の価値が大幅にUPすることになります。そして、株価の上昇基調が現在も続いている。そのため、早く分割を完了し、値段が上がった時に売却すれば、利益を得ることができますため、ある程度の対立には目を瞑ろうというモチベーションが働くよう思います。

以上のことからしますと、去年末に調停が成立したのは、調停委員の努力(すなわち私の努力...)というよりも経済情勢、端的には、アベノミクスとも言えますね。

何とも割り切れない思いをしています。

## 出身者のお便り 法テラス平戸法律事務所

弁護士 岩谷 健作

私は、新司法試験に合格後、法テラスのスタッフ弁護士に採用されました。

司法試験に合格して法的な知識は備えているとしても、実際に依頼者の相談に適切に回答し、また、紛争を解決できるかは別問題です。

そしてその部分では素人に近く、一般の弁護士事務所のように先輩弁護士に指導を受けながら実務をこなしていくこともできませんので、実務に就く準備として1年間、中本総合法律事務所で養成を受けました。

中本総合法律事務所では多くの先輩弁護士に、それこそ手取り足取り教えていただきました。

私は司法試験に合格した時、37歳でしたので自分で考えても可愛げのない新人だったと思いますが、指導はもちろん、飲みに連れて行ってもらったり、愚痴を聞いてもらったり、将来の不安に助言をもらったりと非常に有意義で成長させてもらえる1年でした。

1年間の養成期間を終えて、私は過疎地型の法テラス平戸法律事務所に赴任することになり、大阪を離れて遠く長崎まで家族とともに引っ越しました。

1年間の養成で鍛えられたとはいえ、果たして実務で通用するのだろうかという漠然とした不安の中で赴任したのですが、実務についてみると私の心配は明らかに杞憂で中本総合法律事務所で教わったことを忠実に実践するだけで依頼者の満足を得る結果を出し続けることができました。

ここで法テラス平戸法律事務所についてご紹介させていただきます。

長崎県には島が多く、壱岐や五島にも法テラス法律事務所がありますが、平戸は平戸大橋で本土と繋がっており、都会とはいえませんがそれほど不便なところではありません。

弁護士1名、事務員2名の小さな所帯で鰻の寝床のような細長い事務所で日々実務に励んでおります。

全国的にもそうですが、やはり平戸も不景気で相談内容は債務整理や破産などが多く、離婚事件も非常に多いのが特徴です。

都会では下火になった過払い事件も多く、平戸の人は真面目なので分断もなく、何十年も支

払いを続け、過払い金が何百万も生じているという事案も珍しくありません。

税金の滞納事件も多く、平戸市と連携して税金滞納がある方に相談に来てもらい、過払い金を回収して滞納税金を支払い、その他の借金も整理して新しい一歩を踏み出すというケースも非常に多くあります。

もちろん、過疎地特有の事案も多く、山林に知らない間に池ができていたとか、農地の水路を上流で止められる嫌がらせを受けたとか、自宅に通じる唯一の里道が勝手に廃止されて通れなくなったりといった相談も受けます。

真面目な方が多いので悩み事に押しつぶされて精神的に不調を来している方も多く、こちらも相手方も精神疾患の状態にあるなかで話し合いをしなければならないという厳しい事案もありました。

話し合いで解決できずに裁判にまで至った時の裁判官と私の苦悶に満ちた表情はちょっとお見せできない様です。

平戸で刑事事件の国選弁護人を受けるのはほぼ私一人なので多くの刑事事件も担当しましたが、貧困故の犯罪も多く、事件を終えても釈然としない思いをしたことも何度もあります。

担当する事件数が多くなりすぎ、100件を超えたときには事件に対する慣れのようなものを感じるようになってしまい、気を引き締めなおしたことが記憶に残っています。

仕事でストレスを感じたときには、自宅から歩いて行ける海で釣りを楽しみます。平戸は全国的にも釣りのメッカで大阪では小指ほどの大きさのアジを釣るのが精一杯だった私もマダイやチヌ、キジハタやアオリイカなどを釣り上げることができ、一家揃って大興奮したのも良い思い出です。

3年間、平戸での職務を全うし、来年1月からは法テラス沖縄法律事務所に赴任することとなっています。



残りわずかな平戸での生活ですが、最後まで依頼者の希望を叶えるために全力を尽くそうと考えています。

全国を転々としながら、当地の紛争を消していく仕事に誇りを持ち続け、謙虚に研鑽を続けることが私の使命であり、お世話になった中本総合法律事務所でのご指導に報いることだと考え、今日も仕事に励みます。

## 退所のご挨拶

弁護士 谷口 英一

私は、昨年1月から1年間、法テラス常勤弁護士として中本総合法律事務所において養成を受けてまいりましたが、この度、養成期間の終了に伴い、同事務所を退所させていただくこととなりました。長くて短い1年間を終えることができて、まずは皆様の温かいご支援に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

思えば1年前、弁護士としての第1歩を踏み出したばかりで、右も左も分からなかった私に、同事務所の諸先生方は、暖かい目で、様々な経験を得る機会を与えて下さいました。また、1年間には、事務所内外の先生方、その他関わりを持たせていただいたすべての方々から、貴重なご指導を与えていただきました。この1年間の経験は、私の弁護士としての人生における宝になるであろうことを確信しております。

本年1月からは、法テラス徳島法律事務所に赴任し、国選弁護事件・民事法律扶助事件を中心に業務を行っております。徳島法律事務所では、弁護士は私1人であるため、心細くも感じますが、中本総合法律事務所で学んだ知識、経験、考え方を駆使して、徳島の方々のために、質の高い法的サービスを幅広く提供できるよう、努力していく所存であります。

なお、本年1月からは、私と入れ替わりに、小坂友希乃弁護士が法テラス常勤弁護士として、中本総合法律事務所において養成を受けております。同弁護士にも、ご指導ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## パートナー就任のご挨拶

弁護士 佐藤 碧

新年あけましておめでとうございます。

平成23年11月から約3年間にわたり、任期付き公務員として消費者庁に出向しておりましたが、このたび任期を終え、戻ってまいりました。

今後は、パートナー弁護士として東京事務所で勤務をいたします。

公務員としての経験を活かし、いっそう努力していく所存でございますので、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願ひします。

## 入所のご挨拶

弁護士 小坂友希乃

新春の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて私は、1年間の司法修習を経まして、本年より法テラス常勤弁護士として、中本総合法律事務所で養成を受ける運びとなりました。

最良の法的サービスをご提供できるよう、また、依頼者の方のお気持ちに寄り添える弁護士となるよう、一つ一つの事案に全力で取り組んでいく所存でございます。

未熟ではございますが、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 入所のご挨拶

弁護士 堂山 健

新春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、私儀この度、1年間の司法修習を終え、本年より中本総合法律事務所において、弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

甚だ未熟ではございますが、一つ一つの事件に丁寧に取り組み、皆様から信頼される弁護士となるべく、一層奮励努力する所存でございます。

何とぞ、ご指導ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

**中本総合法律事務所**

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階  
TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail : info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・大高友一・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子  
櫻井朋子・朝倉 舞・上田倫史・幸尾菜摘子・小坂友希乃・堂山 健

**中本総合法律事務所 東京事務所**

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 萩島ビル4階  
TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail : mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・佐藤 碧・長門英悟

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所